

東大阪市重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業と重度訪問介護の入院中利用について

【重度障害児者入院時コミュニケーション事業】

事業内容

重度の障害のため、コミュニケーション能力や説明への理解力などに支障があり、意思疎通に支援が必要な方が入院された場合に、普段利用しているホームヘルパーやガイドヘルパーが「コミュニケーション支援員」として医療機関に赴き、医療機関スタッフとの意思疎通の仲介を行うことにより、障害をお持ちの方が安心して治療を受けられるような環境を確保することを目的とする事業です。意思疎通が困難な障害者等と医療機関従事者との意思疎通支援を行ったサービス提供事業者に対し、30 分当たり 750 円を補助金として交付しています。

利用対象者

事業利用の前提として手帳等の等級や障害支援区分で限定することはありませんが、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援・移動支援のいずれかを利用している人かつ障がい支援区分認定調査項目「認知機能群」のうち、「コミュニケーション」が「日常生活に支障がない」以外の人又は「説明の理解」が「理解できる」以外の人、もしくはこれらと同等の状態にある人が対象です。

* 18 歳未満及び療養介護・施設入所支援利用者は対象外。

サービス提供事業者

以下のいずれかのサービスの指定又は登録を受けている事業者です。

①居宅介護②重度訪問介護③同行援護④行動援護⑤重度障害等包括支援⑥移動支援事業

コミュニケーション支援員の条件

ホームヘルパー又はガイドヘルパーの従事資格のある人かつ利用者に対して障がい福祉サービス又は移動支援の支援実績がある人かつ利用者との意思疎通に熟達した人がコミュニケーション支援員として従事することができます。

対象業務

コミュニケーション支援員は以下の業務を行います。

①入院時の説明または聴き取り②入院時の医療機関従事者に対する対象者の意思疎通の方法等の周知③入院中の医療機関従事者による治療計画および入院計画の説明④入院中の診察、処置、投薬、検査及び療養の説明⑤入院中の医療費制度及び福祉保険制度の説明⑥入院中の退院後の治療及び療養の説明⑦入院を必要とする手術の前後の説明⑧その他入院生活を送る上で必要な医療機関関係者との意思疎通の支援

【重度訪問介護の入院中利用】

事業内容

重度訪問介護の訪問先を病院等（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所）も可能とし、日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者（障害支援区分 6 の者）であって医療機関等への入院（入所を含む。）した者を対象に、コミュニケーション支援等を提供することが出来ることとし、利用者ごとに異なる特殊な介護方法や強い不安やパニックを防ぐための生活環境を的確に医療従事者に伝え、対応の改善につなげるものです。但し、喀痰吸引等は支援の対象外となります。障害者個人にあった介護技術（体位交換等）を、介護支援者が医療従事者に対し具体的に伝えることが出来ます。

利用対象者

重度訪問介護の支給決定を受けている区分 6 の障害児者で、病院等に入院している者。病院等に入院・入所する前から重度訪問介護を利用していることが必要です。

支援者の条件

在宅においても利用者の重度訪問介護で支援に入っている、利用者との意思疎通に熟知しているホームヘルパー。

対象業務

訪問先（入院先医療機関）において、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本とします。

尚、意思疎通の支援の一環として、例えば適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従事者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されています。

また、入院・入所中の重度訪問介護の提供に当たっては、病院等との連携のもとに行うことを報酬算定上の要件としています。提供に際しては、病院等で提供される治療等の療養の給付等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行う必要があります。

<支援内容>

- 利用者ごとに異なる特殊な介護方法（例：体位交換）について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。
- 強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。



(表) 両事業の特徴、違いについて

	入院時コミュニケーション支援事業	重度訪問介護の入院時利用
法的位置づけ	地域生活支援事業	自立支援給付（介護給付事業）
目的	<p>重度障害のため意思疎通に支援が必要な障害者が入院した場合に、普段利用しているヘルパーが、医療スタッフとの意思疎通の仲介に入り、利用者が安心して治療を受けられるような環境を確保する。</p> <p>基本、看護行為（療養行為）はできない。</p>	<p>日常的に重度訪問介護を利用している最重度障害者が医療機関に入院した場合に、利用者ごとに異なる特殊な介護方法や強い不安・パニックを防ぐための生活環境を医療スタッフに伝え、対応の改善につなげる。</p> <p>重度訪問介護が入院中にも利用できることで、コミュニケーション支援だけでなく、障害者個人に合った介護技術（体位交換等）を伝えることができる。</p> <p>基本、看護行為（療養行為）はできない。</p>
利用対象者	<p>現に居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、移動支援のいずれかのサービスを利用し、コミュニケーション能力や説明への理解力に支障がある人かつ障がい支援区分認定調査項目「認知機能群」のうち、「コミュニケーション」が「日常生活に支障がない」以外の人又は「説明の理解」が「理解できる」以外の人、もしくはこれらと同等の状態にある人。*18歳未満及び療養介護・施設入所支援利用者は対象外。</p> <p>特に障害支援区分による限定はない。</p>	<p>現に重度訪問介護を利用している障害支援区分6の者であって、医療機関に入院した者。</p>
支援者	<p>上記サービスの指定又は登録を受けている事業所の者で、以下の3つの要件を備えること。</p> <p>① ホームヘルパー又はガイドヘルパーの従事資格がある</p> <p>② 利用者に対して障害福祉サービ</p>	<p>現に当該利用者に対し、重度訪問介護で支援に入っているホームヘルパー事業所で、その利用者との意思疎通に熟達した人。</p>

	<p>ス又は移動支援の支援実績がある</p> <p>③ 利用者との意思疎通に熟達している。</p>	
<p>支援内容</p>	<p>利用者と医療スタッフとのコミュニケーションに特化した支援</p> <p>① 入院時の説明または聴き取り</p> <p>② 入院時の医療機関従事者に対する対象者の意思疎通の方法等の周知</p> <p>③ 入院中の医療機関従事者による治療計画および入院計画の説明</p> <p>④ 入院中の診察、処置、投薬、検査及び療養の説明</p> <p>⑤ 入院中の医療費制度及び福祉保険制度の説明</p> <p>⑥ 入院中の退院後の治療及び療養の説明</p> <p>⑦ 入院を必要とする手術の前後の説明</p> <p>⑧ その他入院生活を送る上で必要な医療機関関係者との意思疎通の支援</p> <p><コミュニケーション支援員の業務に含まれないもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・注射、点滴、消毒等の処置に対して本人が抵抗する場合の抑止 ・離床しようとする、点滴を抜こうとする等の行為がある場合の抑止 ・食事介助、トイレ介助、更衣介助、清拭介助等の身体介護 ・院内の移動における「支える」「車椅子を押す」などの介助 ・緊急手術となった場合の同意や転院の同意等、本人の代わりに意思決定を行うこと 	<p>① 利用者ごとに異なる特殊な介護方法（例：体位交換）について医療スタッフに的確に伝達し、適切な対応につなげる。</p> <p>②入院による強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための、利用者に合った環境や生活習慣を医療スタッフに伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。</p> <p>③普段のケアについて医療スタッフ等に口頭及び実演で伝達すること。</p> <p><以下の行為は対象外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療補助行為及び療養上の世話 ・喀痰吸引、経管栄養の注入、医療機器の操作等の医療行為 ・排泄介助、入浴介助（清拭含む）、更衣介助等の身体介護